

(平成26年4月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月21日から同年8月1日まで

昭和54年5月1日にA社の系列会社であるB社に入社し、57年12月31日まで勤務していたが、入社当初は、A社で厚生年金保険の加入記録があるものの、B社における同保険の加入記録は54年8月1日からとなっており、申立期間の同保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社及びA社の回答並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和54年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が申立人以外に4人確認でき、申立人と同様に、いずれの者も同年7月21日にA社で同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、そのうち3人の雇用保険の被保険者記録は、申立人と同様に申立期間前からB社で加入していることが確認できる。

また、B社及びA社は、「B社が厚生年金保険の適用事業所になる前の従業員の厚生年金保険については、A社において加入させていたと思う。」と回答している上、上記4人に申立期間当時の勤務状況について照会したところ、回答が得られた3人は、「申立期間前からB社で継続して勤務していた。」と供述

していることから判断すると、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前に同社に勤務していた者については、A社において同保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められる。

さらに、回答が得られた同僚3人のうち2人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 15 日  
② 平成 15 年 12 月 15 日  
③ 平成 16 年 6 月 15 日  
④ 平成 16 年 12 月 15 日

年金記録によると、A社(現在は、B社)から支給された、申立期間①、②、③及び④の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人は、賞与は毎年6月と12月に支給されていたので、当該期間についても支給されていたはずであると主張している。

しかしながら、B社から提出された、申立人と同職種である運転手掛に係る平成16年から20年までの賞与一覧表によると、申立人は、16年6月及び同年12月の賞与は支給されていないことが確認できるところ、同社は、「賞与一覧表には、注意事項として、『57歳から60歳までは賞与は支給せず』と記載されていることから、申立人は、当該事由に該当したことにより賞与が支給されていなかったものと思われる。平成15年の賞与一覧表は保存されていないが、16年以降と同様の取扱いであったと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた15人に照会し、9人から回答が得られたところ、そのうち、運転手掛であったとする8人のうち7人は、「賞与は毎年6月と12月に支給されていたが、57歳から60歳までの間は支給されていなかった。」と供述している上、当該8人について、平成15年4月1日以降の標準賞与額の記録を確認したところ、全員が、

57歳から60歳に到達するまでの期間において、標準賞与額(57歳到達直後の賞与を除く。)の記録は確認できない。

さらに、先述のとおり、平成15年の賞与一覧表は保存されていないものの、B社が加入するC健康保険組合から提出された、合併前のD健康保険組合作成の賞与額明細表によると、申立人は、平成15年6月及び同年12月の賞与は支給されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4923（事案 1928、3188 及び 4780 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 10 月 26 日まで  
② 昭和 28 年 10 月 31 日から 31 年 1 月 6 日まで

申立期間①は、中学校卒業後、A社B事業所の下請であり、C市に所在したD組に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D組を退社後、同様にA社B事業所の下請であり、C市に所在したE組に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、3回にわたって第三者委員会に申し立てたが、いずれも認められなかったことに納得できないので、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 事業所名簿によると、申立人が勤務したとするD組及びE組は、C市において厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無いこと、ii) 申立人は、両事業所の事業主名を記憶していない上、商業・法人登記簿謄本の記録も確認できず、両事業所の事業主等を特定することができないことから、申立人の申立ての事実を確認することができないこと、iii) 申立人は、D組と一緒に勤務していた同僚としてこれまで4人の名前を挙げているが、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないほか、申立人はE組と一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から両事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、iv) 申立人が、両事業所において一緒に勤務していたとして新たに名前を挙げた義兄（既に死亡）の妻は、「申立人と夫は、D組及びE組で勤務していたが、勤務期間など詳細は分からない。また、両事業所の事業主及び従業員の

名前も分からない。」と供述していること、v) 上述の義兄は、申立期間①の一部を含む昭和21年8月27日から28年9月19日までの期間については、別の事業所であるA社B事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、同社及び同社B事業所から分離したF社に照会したところ、いずれも「D組及びE組のことは、何も分からない。また、下請事業所の従業員の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と回答している上、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人が厚生年金保険に加入していた形跡が無いこと、vi) 両事業所が申立ての地域に所在していたことをうかがわせる供述を行った地元商店及びA社B事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、いずれも両事業所の事業主や従業員の氏名までは記憶していないことから、申立人の申立ての事実を確認することができないこと、vii) C市商工会議所に照会したものの、「昭和52年以前の資料は火災により焼失したため、当時の状況は分からない。」と回答していることから、両事業所の申立期間当時の状況を確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月9日付け、23年1月14日付け及び25年11月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、両事業所の所在位置を記載した手書きの地図を提出し、「これまでの決定には納得できない。」と主張しているが、申立人から提出された当該地図、上述の地元商店等の供述及び申立人が名前を挙げた義兄の妻の供述から判断すると、両事業所がC市に所在していたことはうかがわれるものの、提出された地図からは、申立人の両事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。